

日本聖公会における女性の司祭按手に関するガイドライン

司祭按手の要件から「男性」が削除されてから20年を経過した現在、日本聖公会の法規改定の意義を確認し、主にある一致を保持しようとする観点から、女性の司祭按手に関する諸問題に対処するため、必要と思われる方策を以下のようにガイドラインとしてまとめた。

I 原則

1. 日本聖公会は、日本聖公会祈祷書によって聖職按手を受領した者の聖職位は有効性を保持していることを認識する。
2. 教会の奉仕職は教会を構成するすべての者が共有するべきである。ことに女性の司祭の職務を十全に果たしていくためには、主教会内の協働、教区主教の司牧責任が果たされること、主教と聖職団の協働が必要となる。

II 海外諸教会との関係

1. 海外聖公会から宣教師として招聘され、または派遣された聖職者については、本ガイドラインを準用する。
2. 短期滞在、あるいは短期の訪問者の聖職執行等については、教区主教の司牧権に属するものである。

III 立場の違いを越えた交わり

1. すべての聖職と信徒は、その人の性に関わらず、それぞれのつとめに応じて教会の働きに参加する。誰もその人の性によって排除されたり、嫌がらせを受けたり、差別されたりすることがあってはならない。
2. すべての聖職と信徒は、女性の司祭按手についての立場の違いを越えて、協働者として対話をしつつ、協力しあう。
3. いかなる聖職も信徒も、女性の司祭按手についての立場の違いを理由に、聖職執行や交わりから排除されることがあってはならない。

IV 聖職志願

1. 志願者の性を理由として聖職志願を拒否することがあってはならない。

V 聖職の労働環境の整備

1. 性によって聖職の待遇、ことに経済的待遇に差別があってはならない。
2. 各教区は、生理休暇、産前産後休業、育児休業等の適切な配慮を行う。
3. これらの対応を行う場合、その期間、給与等については、国の労働基準法などを参照することが適切と考える。

VI 女性の聖職に関する諸問題

1. 女性の聖職に関する諸問題が生じた場合には、教区内もしくは教区間での対話による解決を求める。
2. それでも解決の困難な状況となった場合には、新たに設置される女性の聖職に関する諸問題に対応する機関(「日本聖公会 女性の聖職位に関わる委員会」)が対応する。

VII 聖職以外の女性の教役者

このガイドラインは、女性の伝道師ならびに聖職候補生にも準用される。

VIII ガイドラインの改定

このガイドラインの改定は、日本聖公会総会の決議を経て行われる。

(付 則)

1. このガイドラインは 2018 年 6 月 7 日から施行する。
2. 1998 年 5 月開催日本聖公会第 51(定期)総会決議第 28 号「女性司祭の実現に伴うガイドライン」は廃止する。

「女性司祭の実現に伴うガイドライン」改定の件

2018 年 6 月 日本聖公会第 64(定期)総会決議第 26 号(第 26 号議案可決)

提出者:女性の聖職に関わる諸問題についての調整と検証・提言作成のための特別委員会

《資料》 日本聖公会第 64(定期)総会 決議第 26 号(第26号議案可決)

「女性司祭の実現に伴うガイドライン」改定の件

提出者

女性の聖職に関わる諸問題についての調整と検証・提言作成のための特別委員会

本総会は、日本聖公会における以下のガイドラインを承認する。

※ ガイドライン本文は上記。

【提案理由】

本特別委員会に与えられた任務の一つである、「施行から 15 年以上経過した『ガイドライン』そのものの機能について検証し、必要に応じて『ガイドライン』の修正あるいは改廃に向けた提言を行う」ための協議を行い下記の通り検討した結果、改訂の必要を認め、本議案を上程する。

女性司祭の実現に伴うガイドライン改定に向けて

神から与えられた福音宣教の使命を、現在の日本社会において忠実に果たしていくために、教会のすべての奉仕の働きにおいて、その人の性に関わりなく信徒と聖職が十全に参加することが求められて久しい。特に、わたしたちが日常において経験している差別、偏見を克服し、教会は全人類の和解、協働、共生の希望の実現のための器となることを求められている。

本委員会設置の経緯

日本聖公会において 1986 年 5 月に開催された日本聖公会第 39(定期)総会で女性の司祭按手に関する議論が起こり、その後様々なレベルで女性の司祭按手についての意見交換や研究、検討、またそれぞれの立場の活動や意見表明が展開され、また管区や各教区での委員会設置・活動を通しての議論が継続されてきた。最初の総会での議論から 12 年後の 1998 年 5 月、日本聖公会第 51(定期)総会において「日本聖公会法規の一部を改定する件」が可決され、司祭志願の要件から男性条項が削除された。また同総会において女性司祭の実現を検討する委員会から提案されていた「女性司祭の実現に伴うガイドラインを承認する件」並びに「女性の司祭按手に伴う諸問題を取り扱う調整委員会設置の件」が可決された。これらの決議から約半年後の 1998 年 12 月、中部教区で日本聖公会最初の女性の司祭按手式が行われ、日本聖公会は新しい経験を始めることとなった。しかし、女性の司祭按手についての立場や意見が日本聖公会の中で統一された訳ではなく、議論が起こる前から、また議論の最中、更に決議後でも同様に、わたしたちはそれぞれの異なる立場の人びとと共に歩むという決断を継続し続けている。それは、日本聖公会が様々な場面で一致できないという痛みの時間でもあった。

実際に女性の司祭が按手されてからも、日本聖公会の教区間や女性の司祭の所属する教区内でも、女性の司祭職を巡る状況は、現実的にも意識の上でも大きな違いと痛みが存在することが報告されている。その中には、司祭として按手された女性に対し、女性であることを理由に司祭職の執行を拒否するという事例も含まれている。しかも現行「女性司祭の実現に伴うガイドライン」(以下「ガイドライン」と略す)がそのことを許容していると解釈されている状況がある。

女性の司祭按手についての多様な意見について、立場を越えて互いに尊敬と忍耐をもって聴き合うことは総会決議を経て尚、非常に困難なことであった。また互いのために祈り合い、互いの痛みを知り合う相互的な関係にはなかなか到達できないということが、日本聖公会の交わりの現実であった。

そのような中で、2014年5月開催の日本聖公会第61(定期)総会において、女性の聖職に関わる諸問題についての調整と検証・提言作成のための特別委員会が設置された。その任務は次の二点である。

1. 女性の聖職者に関わる諸問題が生じた時に当事者の申し立てを受け、事実関係を調査する調査チームの設置
2. 施行から15年以上経過した「ガイドライン」そのものの機能について検証し、必要に応じて「ガイドライン」の修正あるいは改廃に向けた提言を行う。

(いずれも二総会期後までの任務)

本委員会は、ジェンダーバランスに配慮すると共に、女性の司祭按手に関わる多様な意見を持つ、信徒3名、司祭2名、主教1名で構成されている。

本委員会でのガイドライン改定作業の経緯

わたしたちは大いなる緊張感をもって2014年9月19日開催の第一回委員会に集められた。その後何度か委員会を開催しながらも、互いのそれまでの痛みや悲しみ、対話を欠いていた現実や苦悩、さらに思い出したくない出来事などを携えて共に集まっていた。委員会の任務を遂行するにあたり、わたしたちが委員会として対話を進めて結論を見出していくことが可能なのかという思いさえ当初あったことは否めない。しかし、それはまさに日本聖公会、また世界のアングリカン・コミュニオンが現在抱えている現実であることを、何度か委員会を開催していく中で共に確認するに至った。

委員会のメンバーは、それぞれの立場の故に痛みや傷を負う経験をした者としてこの委員会に集められた。そのことを主から与えられた機会と捉え、本来の一致と聖餐における痛みの現実をこの委員会として誠実にかつ真剣に受け止めてこの任務を遂行したいと努めた。むしろ、わたしたちは今痛み傷ついているということから出発する必要があると考えた。そのための委員会の働きを確認し、本委員会は、教会の主にある一致のひとつのモデルを、この「ガイドライン」を改定するために様々なディスカッションを重ねていく過程で見出したいと願っていた。

教会は、聖書の時代から主にある一致を求め続けてきた。それは翻ってこれまで完全な一致ができなかったという歴史でもある。ならば違いを見出して前に進むことからではなく、まずどこでわたしたちがみ心にかなう一致ができるか、一致するために誰かに我慢を強いていないか、教会が教会としてその交わりを最大限に保つという事は一体どう

ということかという話し合いを、本委員会は持つこととした。そして、導き出された結論は、わたしたちは主の聖餐によって一致しているということであった。祈りやみ言葉を通してすでに信仰による一致を経験しているものの、主の食卓を囲む場面で現実これまで生じてきた出来事や状況をわたしたちが乗り越えていくためには、主による一致を恵みとしていただくのに最もふさわしい聖餐が非常に重要なしきりとなると理解した。この結論に至るまでのプロセスは、相互理解と対話によって合意を形成してきたものであり、わたしたちに委員会としての任務を進める希望を与えてくれた。

ひとつの課題のみならず、わたしたちは様々な神学的な立場や意見、方針を持っていたとしても、それぞれがキリストによって呼び集められ、キリストによってその交わりを可能にしてもらっている信仰共同体であり、神と人びとのために生きる者としての使命をこの世界で果たしている。そのわたしたちの交わりが、目に見える姿でひとつとされ、相互に応答的で、相互に必要な存在としてあり続けてきたのは、ただひたすらキリストがご自身の主宰される聖餐にわたしたちを招いてくださっているからに他ならない。教会が分裂の危機をこれまで歴史上何度も経験しながらも、現在の教会の働きまでつながってきたのは、キリストの体と血をいただく主の聖餐によって、わたしたちが一方的にキリストのいのちに与り、励まされてきたからなのである。この聖餐による一致を日本聖公会が重要なこととして再確認することを本委員会は望んでいる。未だ神の国の実現を夢見ながら、この世界に生きる教会の成長のプロセスにおいて、わたしたちはキリストによって養われながら共に留まり、神と人びとに仕え続けていきたいのである。

また、現行の「ガイドライン」が、2018年開催総会で20年を経過し、当初の意義をすでに果たしたこと、同時にこの20年間で日本聖公会の現状が大きく変化してきたことに対応しきれなくなっていること、また当初は考えられなかった「ガイドライン」の解釈や誤解により日本聖公会の主にある一致を損なう現実が生じていることと併せ、この度「ガイドライン」の改定作業を行った。この度提案するガイドラインも現行の「ガイドライン」同様に、時間的な限定の中でのみ有効であること、必ず何年か後に改廃の見直しが必要であることを付記したい。また、本委員会の任務によって提案されるガイドラインも新しい委員会のいずれも、いつか必要なくなる時が来ることを望みつつ、本委員会はこのガイドライン改定を提案する。

わたしたちがキリストの聖餐を共にいただくことによって、新しくされ続けている現実を、喜びと責任をもって受け止めたい。また、今後も教会の課題に関わる対話や議論が教会の中で忍耐強く継続され、わたしたちがキリストによって真理に導かれる旅をする信仰共同体、また平等な者たちの弟子集団としての神の民の信仰共同体であり続けていくことを願う。

1998年6月18日付けの日本聖公会主教会教書において、当時の主教会は、以下の聖書と祈祷書の文言を引用しながら、日本聖公会の全く新しい出発に際し、主キリストのみ心としての一致を強調し、日本聖公会に属するすべての人びとがともに sacrament に与り、聖霊の導きの中で主にある一致を目指して歩むことを勧めている。そして「私たち主教団は、主教の牧会の職務の重要性を深く自覚しています」と述べている。女性の司祭按手から20年にあたり、改めてこれらの言葉を心に留めたい。

「父よ、あなたがわたしの内におられ、わたしがあなたの内にいるように、すべての人を一つにしてください。」(ヨハネ 17:21)

「一つのパンが裂かれ、皆がこれにともにあずかることは、主キリストとの一致のしるしであるとともに、全公会の一致のしるしであり、また全人類の主にある一致への希望である。」(祈祷書 160 ページ)

2018年6月
日本聖公会
女性の聖職に関わる諸問題についての
調整と検証・提言作成のための特別委員会

<参考>

女性司祭の実現に伴うガイドライン

〈1998年5月第51(定期)総会決議第28号〉

日本聖公会法規第2章第20条(1)の男性条項が削除された場合に生じるとと思われる諸問題に、日本聖公会の一致を保持しようとする観点から対処するため、必要と思われる方策を以下のようにガイドラインとしてまとめた。

I. 原則

ガイドラインの設定に際して、本委員会は原則を定め、その範囲においてのガイドラインを考えた。これは本委員会がその任務と考えている日本聖公会総会において女性の司祭按手が容認された場合に起こりうると考えられる諸問題の解決を計り、日本聖公会の一致が保たれるための方策である。

1. 綱憲及び法憲法規については現に施行されているものを改変する必要はないと考えている。
2. 日本聖公会祈祷書における男性形名詞を包括言語に変更する必要を認めた。しかし、本委員会としては日本聖公会祈祷書の改訂にまで至るべきかどうかは、主教会、或いは主教会の指示によって建てられる特別委員会などが取り扱うべき問題であると思ふ。従って、本委員会としてはこの問題について、特に結論を出さない。
例 ① 「師父」は「司祭」または「主教」と変更することとしてはいかがか。
② 「兄弟」は「兄弟姉妹」或いは「皆さん」とする。
③ 「彼」は「この人」彼らは「この人びと」
3. 教会の職務は教会を構成するすべての者が共有すべきものである。しかし特に女性の司祭按手については、聖公会の伝統における主教の權威及びその司牧責任において、主教会内の協働及び主教と聖職団の協働が必要条件となる。
4. 日本聖公会に属する信徒、聖職その他の教役者が信仰生活を送る上で、女性の司祭按手に対する賛否にかかわらずその信仰的良心は尊重されなければならない。

以上の原則を建てた上で、具体的に起こりうると想定される諸問題について、以下のようにガイドラインを設定した。

II. 聖職の人事或いは待遇に関わる諸件

1. 性別によって聖職の待遇、ことに経済的待遇に差別があってはならない。
2. 「女性の司祭按手に賛成或いは反対の意思を表明する」聖職及び教役者に対する待遇に差別があってはならない。また、人事の上で不利な扱いをしてはならない。
3. 男性司祭の積極的な協働が必要条件となることを理解する。
4. 女性の司祭も男性の司祭も共に聖公会における司祭職に与る者であることを確認する。
5. 各教区において、勤務に関する条件を定めることを勧告する。女性の生理、或いは出産等に関わる勤務条件を定めることが必要であることを理解し、各教区において産休等の適切な処置がなされるよう勧告する。これらの処置を行う場合、その期間、給与等については、国の労働基準法などを参照することが適当と思考する。

III. 女性の司祭按手に賛成する主教、司祭、執事、その他の教役者、及び信徒

1. それぞれの個教区、個教会は日本聖公会の決定に従い、各教区会、各受聖餐者総会において賛成の意思を表明しうる。その実施に教区主教と共に協働する。
2. 女性の司祭按手に反対する聖職、教役者、信徒の信仰的良心を尊重し、反対者を排除するようなことがあってはならない。ことに反対する教区主教、司祭等の職務執行に関して、それらを拒否すべきではない。
3. さらに積極的に女性の司祭の働きに参加し、その職務執行に協力する。
4. 定められた人事、待遇等の諸条件を尊重し、その実施に積極的に参与する。

IV. 女性の聖職按手に反対する主教、司祭、執事、その他の教役者および信徒

1. それぞれの個教区、個教会は日本聖公会総会の決定を尊重するが、各教区会、受聖餐者総会において反対の意思を表明しうる。その実施には教区主教の司牧責任と権威を認め、自らの信仰的良心を保ちつつ協働する。
2. 女性の司祭按手に賛成する聖職、教役者、信徒の信仰的良心を尊重し、賛成者を排除するようなことがあってはならない。ことに賛成する主教、司祭等の職務執行に関して、教区主教との司牧的対話を深めるよう勧告する。
3. 女性の司祭按手について反対の意思を表明したり、この問題についての神学的意見を公表すること、及び、賛成者との間に慎重な議論を重ねることは妨げられない。
4. 定められた人事、待遇等の諸条件を尊重し、その実施には協力する。

V. 女性の司祭按手に反対する教区、教会

1. 教区主教の当該教区における司牧権・司牧責任、及びそれに基づく聖職及びその他の教役者派遣の原則を尊重する。
2. 女性の司祭按手に反対する個教会は、その意思を教区内において公式に表明し、理解を求め、人事に関して特に教区主教及び常置委員会との間で慎重な協議が行われるべきである。また、反対する聖職、教役者の派遣に際しては、当該教会との間に同様の慎重な協議がなされるべきである。教区主教及び常置委員会は特に配慮を慎重に行い、いかなる形においても、意思に反する強要が行われてはならない。
3. 反対する信徒への牧会的配慮には慎重に対処し、教区主教は定期的に当該信徒の要望する主教又は司祭を派遣して聖奠に与らしめることが必要である。この問題についてはことに主教会の協働が重要となる。
4. 本委員会は特に巡回主教の設置には消極的である。日本聖公会の規模、財政、地域等の条件を考慮した場合、むしろ主教会の協働が最も積極的で実現的な解決となると信じている。

VI. 聖職志願者

1. 聖職志願に際して女性の司祭按手に賛成か反対かを、志願受理の条件としてはならない。
2. 各教区が定める待遇等は性別によって、また、女性の司祭按手に対する賛否によって差別されてはならない。
3. 女性の司祭按手に反対する教区主教、及び教区において聖職を志願しようとする女性は、当該推薦教会と教区主教及び常置委員会との間で協議を行い、必要な場合、賛成する教区への移籍を認めるようこのガイドラインは勧告する。

VII. 海外諸教会

1. 海外聖公会から宣教師として招聘され、または派遣された聖職者については、本ガイドラインの提議するところを準用する。
2. 短期滞在、或いは短期の訪問者の聖職執行等の可否は法憲法規の定めるように、教区主教の司牧権に属するものである。

VIII. 聖職位について

1. 日本聖公会祈祷書によって聖職按手を受領した者の聖職位は正当性 (validity) を保持していることを認識する。
2. 受領した聖職位の正当性 (validity) は、聖職按手司式者の女性の司祭按手に対する賛否によって損なわれることはない。
3. 日本聖公会祈祷書によって聖職按手を受領した者の聖職位の正当性 (validity) は、本人の女性司祭按手に対する立場及び性別によって否定されることはない。(注:もし、賛否によって聖職位を否定する動きがあれば、それは賛否相互の間の関係を損ない、日本聖公会の一致を保持するとの本委員会の目的は達成されない。またこの結果は分裂以外に考えられなくなるからである。)

IX. 日本聖公会からの離脱を決意した聖職、教役者、信徒

1. 本委員会にとっては極めて不本意な結果として、日本聖公会を離脱する決心をする人びとがあることも考えられる。
2. この場合、聖職に対して罰則などを考えることは適当ではない。むしろ当該者の信仰的良心を尊重し、離脱によって不利益を被らないように適切な処置がなされなければならない。例えば、日本聖公会年金等は当該者の希望を優先し、その継続、停止等の処置を取るべきである。
3. 信徒に対しては、教籍簿等において他教派への転出として通常の処理を行うのが適当と思考する。

X. 特別委員会

女性が司祭に按手されるという状況は全く新しいものである。従って上記ガイドラインによってすべての問題が解決されるとは考えられない。むしろ、予想を越えた状況が起こるであろうことは十分予想できる。これら新たに発生すると思われる諸問題に対処するために、管区に調整委員会を設置して、起こるべき問題の処理に当たらせることが必要不可欠な移行時の処置と考える。この委員会は4名の男性委員、4名の女性委員によって構成し、教区主教の司牧責任の執行を助け、日本聖公会、及び各教区の状況への適切な助言を行わせることとする。本検討委員会は男性条項が削除された際には、このガイドラインに沿った調整を行う特別委員会(調整委員会)の設置を日本聖公会総会に議案として提出するよう合意した。

以上